

# くらし百科



☎は問い合わせ先です

## 白石市国民健康保険にご加入の皆さまへ

## 高齢者・障害者の人権電話相談所を開設します

〔被保険者証（保険証）の更新時期を迎えました〕  
現在お使いいただいている保険証（カード型の薄いピンク色）は、平成22年9月30日が有効期限となっています。

新しい保険証は、9月末までに、各世帯主あてに郵送します。保険証は住民票の住所地に送付し、転送はできませんのでご注意ください。

また、保険証は1人1枚のカード型になっていきます。新しい保険証がお手元に届きましたら、加入者の氏名や生年月日などの記載内容をご確認ください。古い保険証は10月1日以降、健康推進課（健康センター内）まで返還してください。

なお、国民健康保険税の収納状況によっては、郵送ではなく、直接市役所まで取りに来ていただく場合があります。該当する方には、別途お知らせします。

仙台法務局と宮城県人権擁護委員連合会では、9月6日（月）から12日（日）までを、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化月間と定めて電話相談所を開設します。

高齢者や障害のある人をめぐるさまざまな人権問題について、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じます。

相談は無料で、予約は不要です。ご相談いただいた内容は固く守られますので、一人で悩まず気軽にご相談ください。

●開設日時  
・9月6日（月）～10日（金）  
8時30分～19時  
・9月11日（土）・12日（日）  
10時～17時

●相談電話番号  
☎022-292-3660

●事前問い合わせ先  
仙台法務局人権擁護部（仙台市宮城野区名掛丁128番地）  
☎022-292-3614

## 浄化槽を設置する方に補助金を交付しています

市では浄化槽の普及を支援するため、浄化槽を設置しようとする方に対して、費用の一部を助成しています。

### 浄化槽とは？

環境に悪影響を及ぼす生活排水。その生活排水をきれいにするのが浄化槽です。

現在の浄化槽は、下水道の終末処理場と同程度の処理能力を持ち、水環境や公衆衛生に効果的です。また、設置場所は自動車約1台分で済み、浄化槽設置の工事期間も10日間程度で完了するなど手軽です。長い管路を持たないことから復旧が容易なため、地震災害にも強いという利点があります。

### 補助を受けられる方

対象は、公共下水道と農業集落排水事業区域外で、専用住宅に浄化槽を設置する方です。ただし、別荘・建売住宅・貸家を建築する方、市税に滞納のある方などは対象外となります。

### 補助額

- ・5人槽 231,000円
- ・7人槽 282,000円
- ・10人槽 366,000円

浄化槽の維持管理にご協力を  
お願います  
優れた面の多い浄化槽です

が、適正に維持管理をしなければその能力を発揮できません。浄化槽は生き物（微生物）の力で排水の汚れをきれいにしています。つまり、生き物に悪いようなものは浄化槽にも悪いということです。塩素や硫黄の入った洗剤や入浴剤などは控えるにしましょう。

また、定期的な保守点検や清掃、法定検査は浄化槽の性能維持に欠かせません。これらは浄化槽管理者（使用者）の義務であり、浄化槽法で定められています。

きれいな地球を未来に残すためにも、浄化槽の設置と適正な維持管理にご協力ください。

●注意事項  
・浄化槽の設置工事後に申請された場合は、補助金が交付できません。設置前に申請してください。

・申請は随時受け付けていますが、予算に限りがありますので、補助が受けられない場合があります。あらかじめご了承ください。

※詳しくは、生活環境課にお問い合わせください。

●申請・問い合わせ先  
生活環境課 ☎22-1314

## 乳幼児、心身障害者、母子・父子家庭医療費助成制度の登録（更新）手続きはお済みですか？

次の条件に該当する方は、医療費の助成を受けられます。

### 医療費助成制度の概要

●乳幼児 0歳から小学校就学前まで、入院・外来の医療費が助成されます。

●心身障害者 次の①～③に該当する方の、入院・外来医療費が助成されます。

- ①身体障害者手帳「1級」、「2級」および「内部障害3級」をお持ちの方
- ②療育手帳「A」をお持ちの方。職親制度を利用している方は、療育手帳「B」をお持ちの方も対象となります。
- ③特別児童扶養手当が「1級」に該当する方

●母子・父子家庭 次の①～③に該当する方は、入院は月額2千円、外来は月額千円を超えた分の医療費が助成されます。

- ①母子家庭の母親（児童（※）を持つ母親）とその児童
- ②父子家庭の父親（児童を持つ父親）とその児童
- ③父母のいない児童

※0歳から18歳の方。18歳になった日以降の、最初の3月31日までの期間内にある方。

●助成を受けるには  
いずれの場合も、受給資格登録申請を行った上で、事前に受給者証の交付を受けることが必要です。受給者証交付前に受診した医療費は、助成できない場合がありますのでご注意ください。

## 子ども手当を受けるには申請が必要

子ども手当では、これまでの児童手当から支給対象児童が中学校修了前まで拡充され、所得制限もありません。

### これまで児童手当を受給していた方で、新たに対象となる

●中学2、3年生がいる方

「額改定認定請求書（増額）」の提出が必要です（要印鑑）。

### これまで児童手当を受給していなかった方

中学校修了前の子どもを養育している方が受給するには、「認定請求書（新規）」の提出が必要です。申請には①印鑑、②養育者の保険証の写し、③養育者の通帳の写しなどが必要です。

### ●注意事項

- ・支給対象の拡充に伴う新規・増額の場合、4月から子ども手当を受給するには9月30日（木）まで申請が必要です。期日を過ぎると満額の支給が受けられなくなります。
- ・出生や転入の方は、15日以内に申請してください。
- ・申請は養育者のお住まいの市町村で行いますが、公務員の方は勤務先となります。
- ※子ども手当の一部または全部を寄付することもできます。

☎子ども家庭課 ☎22-1363

## 高齢者ミヤコーバス無料乗車証・乗車券をご利用の皆さまへ

満70歳以上の方に交付している「ミヤコーバス無料乗車証・乗車券」を10月から見直します。現乗車証の有効期限は9月末までですので、更新の申請をお願いします。

### ●見直し事項

- ミヤコーバス石遠刈田線（福岡方面）  
無料↓降車時に乗車券と100円を支払う
- ※交付枚数は、1カ月当たり4枚で変更ありません。
- 申請日時  
9月29日（水）～10月1日（金）  
9時～11時30分・13時～15時
- 申請場所 市庁舎1階ホール
- 対象者 70歳以上の方（昭和16年4月1日までに生まれた方）
- 手続きに必要な物 印鑑
- 指定日に手続きできなかった方は10月4日（月）以降、市民課または長寿課（総合福祉センター内）で手続きできます。
- ※ミヤコーバス七ヶ宿線（小原方面）は廃止されるため、市民バスを運行予定です。乗車時に利用する「ほっときやつするバス」を3月中旬に郵送してありますが、紛失した方は市民課または長寿課で100円で再交付できます。
- ☎長寿課 ☎22-1361

## 変更の届け出について

次の①～⑤に異動や変更があったときは、届け出が必要です。

- ①保護者、②健康保険、③住所、④振込口座、⑤市外への転出や、障害程度の変更、母子・父子家庭の母または父の婚姻などによる受給資格の喪失

●申請・問い合わせ先  
☎健康推進課 ☎22-1362

## 「存じですか？ ぐやんごんぎの「障害基礎年金」

国民年金は、老後の保障だけでなく、突然の病気やけがで障害が残った場合に、加入者の生活を保障する役割も担っています。これが「障害基礎年金」です。

### ●障害基礎年金の請求要件

- ①20歳前や国民年金加入中または、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に、障害の原因となった病気やけがの初診日（障害の原因となった病気やけがで初めて病院にかかった日）があること。
- ②①の病気やけがによる障害の程度が、20歳に達したとき、または障害認定日（初診日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した日）において、障害等級表（身体障害者手帳などの障害等級とは異なります）の1級または2級の状態になっていること。
- ③初診日があった月の前々月までの加入期間のうち、保険料を納めた期間と免除期間を合わせた期間が3分の2以上あること。特例として、平成28年3月31日までは、初診日のある前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

### ●手続きに必要な物

- ①印鑑、②年金手帳、③退職（失業）した方は雇用保険受給資格者証など、失業していることを確認できる公的機関の証明、④本年1月1日時点で本市に住所がなかった方は、平成22年度課税証明書を前住所地より取り寄せてください。

7月から平成22年度免除申請を受け付けています。まだお済みでない方は、お早めに手続きをしてください。

※退職・転入した場合は、③と必要です。また、平成21年中の所得を申告していない方は申告が必要です。

☎大河原年金事務所  
☎0224-51-3113  
市民課 ☎22-1312